

理事の皆さんへのお願い（相談）

地域代表理事

- ・地域内の会員の把握（会員名簿をお渡しします）し、その中で入会者、休会者、退会者等動きが生じた際は理事長に伝える。理事長より必要な役員に通達し対処する。
- ・地域内での会員の慶事（昇段、称号等）。弔事（会員及び親族の不幸）を把握した際には理事長まで連絡下さい。三役で諮り必要な対応を執ります。
- ・総会資料（規約も含む場合がある）の配布
地域連絡員、地域内団体代表理事と連携する中で、5月中頃までに配布をお願いします。配布が困難の場合は、郵送し郵便代を後日清算して下さい。
- ・会費の徴収
原則振込をお願いしていますが、6/末を過ぎても未納の方（未納の方は会計長より知らせる）には地域連絡員、団体代表理事と連携して徴収に向けて働きかけをお願いします。

加盟団体代表理事

- ・少子化の影響や華やかに報じられるスポーツへの流れ等の中で剣道を志す少年が激減しています。佐久地区に限らず、各道場、クラグ、教室では存続に苦慮している様です。佐久地区連盟として、交流会を立ち上げたり、HPを活用して加入者への呼びかけが出来るような形を情報処理部長が考えてくれますが、加盟団体同士で連携を強める事により少数化をカバーしたり、レベルの向上を図ったりと出来ることもあるかと思えます。
- ・級位受審者を取りまとめて、級位審査基準を確認の上申込をお願いします。
- ・地域代表理事と連携をとり佐久地区連盟の事業への積極的参加をお願いします。

お知らせを徹底するために。

- ・スマホ、携帯、パソコンを使っている方は、連盟へのアドレスの登録を是非お願いします。
- ・上記以外でのお知らせを希望する方を把握し、連絡方法を検討する。
- ・総会資料と、総会案内だけで十分という方も把握する。

佐久地区剣道連盟が開催する主な事業

○会議

- ・総会（通常年に1回）理事会（通常年に2回）

○大会

- ・佐久地区剣道選手権大会兼長野県支部対抗剣道大会選考会
- ・佐久地区少年剣道錬成大会

○講習会

- ・佐久地区剣道連盟講習会（伝達含む）

○審査会及び受審者講習会

- ・級位審査（年2回）
- ・受審者事前講習会（年2回）

○稽古会

- ・新年稽古始（小学生～一般）
- ・定例稽古会（毎週土曜日）
- ・佐久地区少年剣道交流会（年に3回程度、開催会場を移して実施したい）